

平成 27 年度第 1 回大阪府国土利用計画審議会部会  
「大阪府国土利用計画（第五次）策定の基本的考え方について」

日時 平成 27 年 7 月 31 日（金） 10:00～12:00  
場所 追手門学院大阪城スクエア（追手門学院大手前中・高等学校本館 6 階）  
大阪市中央区大手前 1 丁目 3 番 20 号

1. 開 会

2. 議 事

大阪府国土利用計画（第五次）策定の基本的考え方について「土地利用に係る現状を踏まえた課題の抽出」

（1）資料説明

- 大阪府第五次計画策定スケジュール（審議会・部会）
- 土地利用に係る現状と第 1 回部会での論点（第五次計画策定の基本的な考え方）

（2）自由討論

- 現状等を踏まえた土地利用の課題について
- 課題を踏まえた、目指すべき土地利用（基本理念イメージ）について

資料⑤「大阪府国土利用計画（第五次）策定の基本的考え方（第一回部会 論点（事務局案）」を中心に事務局より説明を行い、本議題に関する部会委員からの主な意見は以下の通りである。

■全般

大阪府国土利用計画は、大阪府及び市町村土地利用基本計画、並びに立地適正化計画において上位計画となるため、大阪府内の地域特性や市町村の都市計画マスタープラン等の情報を取り入れる。

■社会経済情勢の変化

①人口「他府県への子育て世代の流出」

- 資料⑧『「大阪府国土利用計画（第五次）策定の基本的な考え方」に関する資料集』P32、P33 から、年齢階層別に人口の流入出の経年変化を調査し、大阪府からの子育て世代の流出が拡大しているのか、緩和してきているのか分析を行う。
- 大阪府からの子育て世代の流出先について、分析を行う。

■土地利用の課題

○効果的・効率的な土地利用「空き地、遊休地等の適切な管理」

- 空き家や空き地について、土地利用区分で見ると住宅地に焦点がいき、産業面でも工業だけでなく企業転出による空きビル、空き店舗などが存在していることから、商業や業務にも着

目する必要がある。

#### ○産業を活性化する土地利用

- IT 産業の発展など産業構造の変化により、土地利用の状況を面積だけで評価できなくなってきたため、評価方法の検討が必要である。
- 「担い手不足による農地の減少」から農業が衰退しており、今後、産業としての“農業”を検討し、土地利用の基本方針にも位置付けるべき。
- 農業について、都市部と山間部とでは効率性が大きく異なるため、環境面の農業と産業・にぎわい面の農業との多面的機能を、地域により考える必要がある。

#### ○良好な環境・景観を形成する土地利用

- 環境問題も踏まえつつ「生物多様性の確保」について考えていく。

### ■土地利用の基本理念（目指すべき土地利用）

#### ◇にぎわい・活力

- 都市機能施設が位置するところは、土地利用区分の住宅地、農地及び工業用地外となり、今後は都市機能施設が立地する土地についても考える必要がある。
- 道路網等のネットワークに関して大阪都市圏として考え、広域的な視野の中で産業や住宅を考えつつ大阪府の土地利用に落とし込む。
- 第二名神、京奈和など他府県に高速道路が開通し、それと連携し活かせる取組みが必要である。
- 産業振興の検討について、商業・業務施設等用地も柱としていくべき。

#### ◇環境・景観

- 「骨格となるみどりの拠点や軸」を面として捉え、健全化した量的確保について方向性をだすことにより、農地のひろがり、都市農地の重要性につながる。
- みどりや環境の問題だけでなく、様々な地球環境問題も考える必要がある
- 森林等の資源を活用しながら、管理する方向性も検討する必要がある。

### ■土地利用の基本方針

#### 持続可能な土地利用

- 都市機能へのアクセス性の確保とともに、既存都市インフラが抱える維持・更新問題を考える必要がある。
- 農地の多面的機能のひとつに、レクリエーションによる需要があることを計画書への記載の検討をする。

#### 良好な景観を形成する土地利用

- 公園や水辺空間の整備に加え施設の老朽化、適切利用を考慮した「整備・管理・運営」を検討するべき。

#### 安全・安心を確保する土地利用

- 農地から住宅地に変わることで水害リスクが高まるため、安全・安心の面から農地の保全、確保の誘導が必要である。

- 「リスクの高い地域の規制・誘導」について、地域による対応を踏まえた工夫した書き方を  
する必要がある。